

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公開番号】特開2009-261292(P2009-261292A)

【公開日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-045

【出願番号】特願2008-113418(P2008-113418)

【国際特許分類】

A 01 G 1/04 (2006.01)

【F I】

A 01 G 1/04 102

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月21日(2009.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓋と容器本体とからなる複数の栽培容器が縦横に整列して収容されたコンテナを間欠的に搬送する搬送手段と、該搬送手段上の複数の栽培容器の蓋を垂直方向に上下動させて容器本体の開口を開閉する蓋開閉手段と、上昇姿勢の蓋と容器本体との間に側方から水平に進入して、複数の容器本体内に種菌を接種する接種手段とを備えたことを特徴とするきのこ種菌接種装置であって、

前記蓋開閉手段は、蓋を着脱自在に保持する蓋保持機構と、蓋を容器本体の開口に押圧する押圧部と、蓋保持機構及び押圧部を上下移動させる上下移動機構と、蓋の上昇移動時における容器本体の上昇を規制するための押さえ部とを備え、

前記蓋保持機構は、下方先端に爪を有する複数の掴持ピンと、掴持ピンを移動させるスライド機構とから構成され、複数の掴持ピンが互いに接近した集合姿勢で、隣接する四個の栽培容器の蓋間の空間部に介入し、互いに離れた離間姿勢で、前記蓋の下側に前記爪を移動させて蓋に係合することを特徴とするきのこ種菌接種装置。

【請求項2】

前記接種手段は、搬送手段上であって前記蓋開閉手段の上流及び/又は下流側に設けられ、閉姿勢の栽培容器の蓋よりも高い位置に設けられたことを特徴とする請求項1に記載のきのこ種菌接種装置。